

第2号様式（第6条第1項）

会議開催案内

令和7年度第2回浦安市総合計画推進委員会を、次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続に従って傍聴することができます。

令和8年 3月25日

浦安市総合計画推進委員会

1 開催日時

令和8年3月27日（金） 午後13時30分～午後15時00分

2 開催場所

浦安市文化会館 3階 中会議室

3 議題

第3次実施計画（案）について

4 傍聴者の定員 5人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、1の開催予定時刻の5分前までに会場にお越しくください。会場で受付を行います。
- (2) 受付開始時間は、当日13時10分からです。
- (3) 傍聴者は、会場の入口で傍聴申請書をご記入いただき、傍聴券を受け取りになられてからご入室ください。
- (4) 傍聴の受付は先着順に行い、定員を超えた場合は、抽選により決定します。

7 問い合わせ先

浦安市役所 企画部企画政策課総合計画係 担当（久野・田代）

電話 047- 712- 6038

# 浦安市総合計画推進委員会傍聴要領

浦安市総合計画推進委員会

## 1 傍聴をする場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の5分前までに、会場受付で氏名を記入し、傍聴整理券（別記第1号様式）の交付を受けてください。
- (2) 開催予定時刻の5分前になりましたら、傍聴整理券と引き換えに、傍聴券（別記第2号様式）の交付を受けてください。ただし、会長が定める定員を超えた場合は、抽選により決定します。抽選は、傍聴整理券の番号順にくじを引いていただきます。
- (3) 会長が入場を許可したら、事務局の指示に従い会場に入場してください。
- (4) 傍聴券は、退場の際、係員に返却してください。

## 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

## 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事又は他の傍聴者の傍聴を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) 会議の妨害となると認められる器物を携帯しないこと。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

第1号様式

傍聴整理券

浦安市総合計画推進委員会
傍聴整理券
No.

第2号様式

傍聴券

(表)

(裏)

浦安市総合計画推進委員会
第 号
傍聴券
浦安市総合計画推進委員会
※この傍聴券は、お帰りの際に係員に返却してください。

傍聴者の遵守事項
(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
(2) 騒ぎ立てる等、議事又は他の傍聴者の傍聴を妨害しないこと。
(3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
(4) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用しないこと。
(5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
(6) みだりに傍聴席を離れないこと。
(7) 会議の妨害となると認められる器物を携帯しないこと。
(8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。